

## 「川崎市農技1号」の愛称及びロゴマーク使用許諾要領

制定 令和3年9月1日・3川経農技第138号（経済労働局長専決）

### （趣旨）

第1条 この要領は、川崎市が新たに品種登録した「川崎市農技1号」の普及を図るために制定した愛称「かわさきつや菜」（以下「愛称」という。）及びロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において愛称及びロゴとは、令和2年度に行われた川崎市農技1号愛称・ロゴマーク選考検討会により決定されたものをいう。

### （愛称及びロゴの使用）

第3条 愛称及びロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「かわさきつや菜」愛称及びロゴマーク使用許諾申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を川崎市経済労働局長（以下「局長」という。）に提出し、許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）川崎市及び川崎市職員が業務に関し使用する場合
- （2）学校等が教育等の目的で使用する場合
- （3）その他、局長が適当と認めたもの

2 前項の許諾を受けようとする申請者は、次の書類を添えて、申請書を局長に提出しなければならない。

- （1）法人・団体概要等、申請者の事業内容が分かる書類（申請者が法人その他の団体である場合に限る。）
- （2）営利目的の場合は、販売目的や販売価格等がわかる企画書等
- （3）使用態様が分かる完成見本等
- （4）その他局長が必要と認める書類

### （使用の許諾・不許諾）

第4条 局長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、愛称及びロゴの使用を許諾するものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- （2）特定の政党、政治、宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- （3）不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- （4）自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用し、又はそのおそれがあると認められる場合

- (5) 川崎市のイメージを傷つけ、又はそのおそれがあると認められる場合
  - (6) 経済労働局が行う事業、又は経済労働局が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合
  - (7) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
  - (8) その他、局長が適当でないと認める場合
- 2 局長は、前項の規定による申請を許諾又は不許諾とするときは、「かわさきつや菜」愛称及びロゴマーク使用許諾・不許諾通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、局長は使用の許諾にあたっては、必要な条件を付すことができる。

(使用者の遵守事項)

第5条 第4条の規定による使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許諾を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 物品・印刷物等の場合、事前にサンプルを提出し、局長の監修を受けること。
- (3) 物品等は、完成後、速やかに局長に提出すること。ただし、物品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真等の提出をもって、物品等の提出に代えることができる。

(使用料)

第6条 愛称及びロゴの使用は、無償とする。

(使用の許諾の取消し等)

第7条 局長は、使用者がこの要綱及び許諾の内容に違反していると認められる場合は、愛称及びロゴの使用許諾を取り消すことができる。使用者は、許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- 2 局長は、許諾を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(差止請求等)

第8条 局長は、愛称及びロゴの著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずるものとする。

(経費等の負担)

第9条 川崎市は、この要領による許諾の申請に要した費用及び使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損害の責任)

第10条 川崎市は、愛称及びロゴの使用を許諾したことに起因する損害について、一切の責任を負わない。

(所管)

第11条 この要領の所管は経済労働局都市農業振興センター農業技術支援センターとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3年 9月 1日から施行する。